

鳥取県防災会議委員公募要項

1 目的

本県の防災対策の推進に当たり、広く県民の意見を採り入れるため、災害対策基本法（以下「法」という。）第15条第8号に基づく鳥取県防災会議（以下「防災会議」という。）の委員を公募する。

2 委員の役割

委員は、防災会議に出席し、法第14条に規定する事務を行う。

3 公募の内容

委員の募集に当たっては、次のとおりとする。

(1) 応募者の資格

応募することができる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

① 本県の地域特性を熟知し、自主防災組織を構成する者又は防災に関する学識・経験を有すること

〔この応募要件を満たす具体例は、学識経験者、自主防災組織の代表者、医師・看護師等医療関係者、民生委員・福祉施設職員等福祉関係者、災害ボランティア団体の代表者などである。〕

② 原則として、就任時点で満18歳以上の方であること。

③ 鳥取県内在住であること。

④ 鳥取県の他の附属機関の委員に就任していないこと。

⑤ 会議に出席できること（各年度1回程度開催予定。平日開催）。

⑥ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。

⑦ 国会議員又は鳥取県議会議員、鳥取県職員、市町村長、市町村議会議員のいずれにも該当しないこと。

(2) 応募方法等

別紙様式に必要事項を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかにより提出すること。

(3) 募集人数

1名とする。

(4) 募集期間

令和6年4月10日（水）から4月24日（水） 午後5時15分まで（必着）

(5) 任期

任命の日から2年間

(6) 応募先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県 危機管理部 危機管理政策課

電話：0857-26-7892 / ファクシミリ：0857-26-8137

電子メール：kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp

4 公募委員の決定方法等

「3 公募の内容（1）応募者の資格」に規定する応募資格をすべて満たす者の中から、提出された書類内容に基づき書面審査を行い決定する。選考の結果については応募者全員に郵送で通知する。

5 特例

募集期限までに応募がなかったとき及び「4 公募委員の決定方法等」の規定による選考の結果、該当者がなかったときは再募集を行わない。

6 その他

(1) 応募に当たって提出された書類は当該公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的には使用しない。

また、提出された書類は返却しない。

(2) 防災会議は公開で行うため、公募委員は防災会議の議事録など、防災会議の関係資料（氏名及び発言内容）について、すべて公開することに同意したものとする。

(3) 公募委員が防災会議に出席する場合には、県の規定に基づき、報酬と交通費を支給する。

(4) 委員に就任した場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、その職を退いた場合も同様とする。

(5) その他、公募に関する具体的な手続きについては、鳥取県危機管理部危機管理政策課が定める。